

異物混入防止対策の充実について

	建設時の管理	従来（運転開始以降）の管理	管理方法の改善
機器購入時の管理	当社から受注者への購入仕様書に、異物混入防止に関する記載はなし。	同 左	受注者に対して、機器の購入時に、工場製作時の異物混入防止に関する記録を新たに要求し、提出された記録を当社が確認する。
点検・作業時の管理	当社は、異物混入防止管理に係る受注者要領書の提出を受け内容を確認。	1．開口部の異物確認 開口部復旧前の確認は当社が立会うものの、開口部チェックシートへは受注者のみサインし、保管も受注者が行っている。	当社も開口部チェックシートにサインするとともに、当社提出とし、当社・受注者双方の意識向上を図る。
		2．復水器点検時の異物確認強化 復旧前に当社が立会い、異物の有無を確認している。	復水器復旧前の当社の異物確認ポイントをより具体的に明確化し、工事要領書に明記する。
		3．金属ブラシの使用制限 原子炉本体に直接接続される系統の機器の点検、および原子炉燃料交換エリアでの作業時における金属ブラシの使用は、原則禁止としている。	従来のエリアに加え、給復水系や主蒸気系統等の点検時における金属ブラシの使用も原則禁止とする。 金属ブラシを、やむを得ず使用する場合は、受注者は、金属ブラシの飛散防止対策等を記載した申請書を当社に提出し承認を得る。当社は飛散防止対策等の実施状況を確認する。
		4．配管内面養生の制限 配管内面養生の制限等について具体的な管理はなかった。	配管内面養生は原則禁止とする。 やむを得ず養生する場合は、「内部養生有り」の表示および落下防止策の実施、さらに養生材の「個数管理」を実施する。
試運転作業時の管理	受注者が作成・当社が承認した手順に従い、各系統の洗浄実施。	運転手順書に従い、起動時の復水・給水系浄化運転 ^(注1) の実施	系統の洗浄がより効果的に行えるように、復水・給水系浄化運転方法を見直す。(運転手順書の改訂を行う。)
意識向上・教育など	当社および受注者相互でクリーンプラント活動（作業環境整備等）を実施。	「定検ポケットブック」 ^(注2) に、重点目標のひとつとして異物混入防止を記載している。	1．当社から元請各社へ、異物混入防止対策（物理的な対策、管理要領の整備、作業員の心構え）について、協力会社を含む全作業員への周知徹底を要請する。 2．元請会社および協力会社の作業員に対し、当社社員が直接異物混入防止策の徹底を要請する。 3．当社社員に対する異物混入防止教育の実施。

(注1)復水・給水系浄化運転

給復水系配管内面に付着・発生する不純物の除去や、原子炉に持ち込まれる不純物の低減を目的に実施する運転。

(注2)「定検ポケットブック」

当社が、作業従事者の心得や作業時における注意事項、品質管理等についてまとめたポケットブック。

当社社員、および定期検査期間中に従事する施工会社社員に配布している。